

※退職者については、この異動届出書のほか令和7年1月31日までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）の提出が必要です。

市町村長 令和 年 月 日 提出	所在地名称	〒	課係氏名電話番号内線	担当者	特別徴収番号 5年度	特別徴収番号 6年度
	給与支払者（特別徴収義務者）	個人番号又は法人番号 （右詰めでご記入ください）			特別徴収番号 宛番号	特別徴収番号 宛番号
	フリガナ	新姓				

給与所得者 フリガナ 氏名 生年月日 元号 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 年 月 日 個人番号 住居 1月1日現在 異動後	特別徴収税額 （年税額）	（イ） 徴収済税額 例）11月10日納期限分の場合→10月分 月分から 月分まで	（ウ） 未徴収税額 （ア）～（イ） 月分から 月分まで	異動年月日 令和 年 月 日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる 普通徴収への切替はできません。 番号を記入 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 8. その他の理由を右欄へ記入	異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収（本人が納付）
		円	円	円		

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）	所在地名称	〒	特別徴収指定番号	担当者 氏名 電話番号	新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 （翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
フリガナ	フリガナ		法人番号		受給者番号 納入書の要否 （新規の場合のみ記載）
					番号を記入 ① 必要 ② 不要

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 （（ウ）と同額）を 右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納期限）で納入します。
-------	--	-----------------------------	---	-----------------------------------

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入	異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。
-------	---

※連絡欄（上記届出書の内容のほかに、特記事項があれば記入してください。）

注意事項等

- 本書は、特別徴収の（個人の市民税・府民税（住民税）・森林環境税を給与差引きしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。
提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- この用紙は枚方市仕様です。
- 太線 で囲んでいる部分についてのみ記入してください。
- 「一括徴収」に関する事項は、次により記入してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記入してください。
一括徴収する場合は、②欄に1又は2を記入し、右の「徴収予定額」欄等に必要事項を記入してください。一括徴収しない場合には、③欄の該当する項目の番号を記入してください。
※退職後に出国予定の方に対する未徴収税額については、一括徴収もしくは納税管理人の設定により納入していただきたく、事務担当者の皆様方のご協力を重ねてお願いします。

<枚方市 事務処理欄>

処理欄	5年度	普・非・個無	点検
	6年度	普・非・個無	点検
退職死亡	相続人	宛名	続柄
発控送	発送先（上記事業所以外）		発送日
月 日			様 電話確認済

※退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。